

平成17年度第12回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成18年2月26日(日) 9:15~11:50
会場	浜松市地域情報センター 1階ホール
出席者	鈴木修会長、伊藤修二委員、秋山雅弘委員、有高芳章委員、井ノ口泰三委員、中山正邦委員、山口祐子委員
欠席者	辻琢也委員
傍聴者	62名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、テレビはままつ、NHK、SBS、読売新聞
浜松市	岡田議会事務局長、大林議会事務局庶務課長、吉山議会事務局議事課長 鈴木総務部長、齋藤企画部長、鈴木上下水道部長
事務局	小楠事務局長、松浦、金原、花井、山名、竹内、辻村

《会議の概要》

1. 第12回目の審議会として、鈴木会長からあいさつがなされた。
2. 議会事務局長から、議会政務調査費、議員定数等について説明がなされ、委員による質疑、意見交換等がなされた。
3. 答申の構成案について、委員による審議がなされた。
4. その他

《会議次第》

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 議会政務調査費、議員定数等について
 - (2) 答申の構成案について
 - (3) その他
3. 閉 会

《会議の経過》

- 1 開 会

事務局

皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から、第12回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。

本日は、辻委員が大学入試事務で欠席です。皆様によろしく願いますとということですのでご報告いたします。

2月4日(土)の第11回審議会では、補助金、諸手当、新行政経営計画等について各部から説明をいただき、審議をさせていただきました。

本日は、議会政務調査費、議員定数について議会事務局からご説明いただき、審議を行い、その後、3月に審議会として市に提出する答申の構成案について審議を行ってまいります。

なお、審議会開催にあたっては、原則公開で行うこととしており、本日、既にご入場いただいている傍聴者につきまして、当審議会傍聴規程に基づきご入場いただいていることを申し添えます。

それでは、議事に移りたいと思います。これより議事の進行は鈴木会長が議長となり、会議運営を行っていただきます。

それでは、鈴木会長、よろしく願います。

会長

皆様おはようございます。今日は第12回目の審議会ということで、議会政務調査費、議員定数について議会事務局から説明いただきたいと思います。よろしく願います。

2 議 事

議会政務調査費、議員定数等について

浜松市岡田議会事務局長から、議会政務調査費、議員定数等について説明。その後、質疑応答。

会長

今の説明を整理しますと、市議会議員に対しては給与と期末手当、費用弁償が支給されています。費用弁償はいわゆる日当だと思いますが、なぜ素直に日当と言わないのですか。また、政務調査費は会派に支給するものであり、議員個人に支給されるというものではないわけです。そうすると、給与と期末手当と日当が各個人に渡されて、政務調査費は会派に支給されると理解してよいのですね。

議会事務局長
はい。

井ノ口委員

費用弁償についてですが、私も過去には議席をいただいていた一人ですが、当時はありませんでした。条例から解釈をすると、公用車を使うと、2,000円減額するということですから、2,000円は交通費で残りの3,000円は食事代と考えることができます。浜松市は遅くから支給を始めたということですが、他都市では費用弁償無支給のところ、船橋市、八王子市等あります。全国的に無支給に移る傾向があるのですか。

議会事務局長

確かに無くす傾向に向かっていると言っても差し支えないと思います。静岡市も費用弁償を新年度から廃止すると報道されましたが、詳細を聞いてみると、現在定額で支給しているものを、実費に変更するようです。電車であれば電車賃を、実際にかかった分を支払うように変更するそうです。堺市は4月からやめると聞いています。傾向としては減っていく方向にあると言えると思います。

山口委員

浜松市議会の議員に対する報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の第4条2項に「委員会」とありますが、これは市民も参加する審議会も含まれるのですか。

議会事務局長

この「委員会」とは、地方自治法に基づき会議規則で定められた委員会ですので、具体的に言いますと、市の5つの常任委員会と4つの特別委員会、10月の決算審査特別委員会、議会運営委員会を指しています。

井ノ口委員

政務調査費の必要性は認めますが、問題は、年度末に領収書や使った用途の報告書を議長に提出しますが、この報告書が正しいかどうか判断する方はいらっしゃるのですか。

議会庶務課長

議会事務局が領収書等をコピーしたものを決算書類として徴収しまして、それを職員が細かくチェックしております。

井ノ口委員

多額な費用を使うわけですから、議員が使って議会事務局がチェックす

るということは、馴れ合いになっていることはないでしょうが、監査をする立場の人に立ち会ってもらう方法は考えたことはありませんか。

議会庶務課長

報告書類は公開の対象となっていますので、実際には領収書についても市民の皆様に見ていただいていると認識しております。

中山委員

政務調査費が公開になっているということですが、昨年8月に市民オンブズマンがこの政務調査費について調べて、新聞で発表していました。議員の政務調査費の必要性は十分に認識しておりますが、市民が見て、首を傾げるような使用の仕方では問題があると思います。議員には、議員としての自覚と認識を持ってしっかりやってもらいたいと思います。また、当審議会委員に市民オンブズマンから資料が来ています。私も詳しく読みましたが、やはりいろいろな問題が出ているということで、これについては回答もされていて問題はないと決着しているようですが、市民の目で、どのように利用され、今後市政にどう活かされるのか。これについては、浜松市議会政務調査費の交付に関する条例第7条にも「市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」と書いてありますから、是非、その趣旨を十分認識してもらい、これを有効に使って市政の発展に期するということを、議会事務局、議長にもしっかり見ていただき、やっていただきたいと要望したいと思います。

有高委員

政務調査費の必要性は誰もが認めるところだと思いますが、使い方が一番問題だと思います。参考までにお聞きしたいのですが、浜松市議会政務調査費の交付に関する条例第9条に、「残余があるときは、政務調査費を返還しなければならない。」と返還が義務付けられていますが、平成16年度に返還された実績はあるのでしょうか。

議会庶務課長

詳細な資料がないので金額はわかりませんが、平成16年度に返還の実績がある会派はございます。

有高委員

金額は後程教えてください。割り当てられた予算ですので、有効に使っていただく分には構わないのですが、予算ありきで、使いきりが目的では困りますので、そこもしっかりやっていただきたいと思います。

秋山委員

いくつか細かい質問があります。最初に、議員定数の上限数は地方自治法で定められていて、資料を見ると上限を超えているところが何ヶ所かありますが、これは“ざる法”だということではなくて、一時的な処置と考えればいいのですか。

議会事務局長

説明のなかで落としてしまいました。申し訳ありませんでした。上限を超えることはできません。ここで示した資料は、たまたま市町村合併があり、定数特例、在任特例を適用した上での数字ですので、ある一定時期までは上回っていることはあります。新たに定数を定める場合は、絶対に地方自治法の上限を守らなければいけないということになります。千葉市では、人口90万人を超えていますが、平成19年の改選では上限数は64人になるということから、現在64人以下を何人にするか協議をしているところです。

秋山委員

費用弁償の一人あたりの平均支給額が178,739円は、日額ですか、年額ですか。

議会事務局長

年額の平均でございます。

秋山委員

1回5,000円で、年間34回しか働いていないということなのですか。

議会事務局長

会議に出た回数ということですよ。

秋山委員

政務調査費は、月額18万円で、予算額総額いくらで、その内返還された額がいくらか把握されていますか。

議会事務局長

予算額は年度始めに交付の申請書を各会派から出していただきます。いずれの会派も満額18万円かける人数分で交付申請が市長あてに提出され、年2回に分けて交付し、年度末に残余が出た場合には返還するシステムです。年度によってかなり違いがあります。平成16年度は返還された会派はありましたが、金額的には少なかったと思います。

秋山委員

支給額のほぼ100%と考えていいわけですか。

議会事務局長

どちらかと言えば、満額使って返還する会派は少ないです。

秋山委員

もしかすると、もっと調査をしているけれど、予算をオーバーした分は議員が自腹でやっているということですか。

議会事務局長

はい。政務調査費支給の根拠は、議員の調査活動に必要な経費の一部を支給するというシステムですから、本来、議員はこの金額以上の議員活動をしていると思います。

秋山委員

議員の報酬は所得税の対象になりますよね。

議会事務局長

はい。

秋山委員

政務調査費は、本来所得に入れておいて、控除してもいい金額だと思うのですが。

議会事務局長

私の考え方になりますが、政務調査費は個人に支給するものではなく、会派に支給するものですので、個人の所得にはならないと思っております。

秋山委員

しかし、それは会派に支給すると市議会が決めているだけで、個人に支給しているところもあります。会社員の立場で言えば、自分の費用で勉強したものは自腹で支払っていても、会社の仕事に関係しているところは経費扱いすることができます。それを考えると何か変な感じがします。また、議員視察の費用について、海外視察や公務の視察については政務調査費とは別と捉えているのでしょうか。

議会事務局長

議員視察費用は、平成13年度に政務調査費を18万円と決める段階で、市の公費から支出していた海外視察旅費や行政視察旅費という会派単位で先進都市の事例を視察する制度がありましたが、議会費からの支出はや

めて、政務調査費を使って実施していただくように変更いたしました。

秋山委員

費用弁償は会議に出席すると支給するというのですが、普通、会社員は給与を貰っていて、会社に行けば一日いくら貰えるということはありませんので、費用弁償自身が非常に不自然かと思います。無支給の市もあるわけですから、議会の方から無支給にして、委員報酬を上げるという意見や検討はされているのでしょうか。

議会事務局長

現時点では定数の協議をしていますが、費用弁償や報酬についてはその後ということで協議には入っていません。この根拠は地方自治法第203条では、「議員の職務を行うために要する費用が生じた場合は、その弁償を受けることができる。」と規定があります。

秋山委員

地方自治法で「できます」という規定の解釈は、出してもいいけど、出さなくてもいいというわけですから、法律を拡大解釈した結果、日額を払われていると考えていいのですか。

議会事務局長

おっしゃるとおりです。静岡市でも議員から請求のあった場合に限り、支給することになるそうですので、おっしゃるように支給してもいいし、支給しなくてもいいということは確かだと思います。

秋山委員

日額が支給されるようになったのはいつからですか。

議会事務局長

平成13年度です。

秋山委員

それまでは無支給だったのですね。

議会事務局長

そうです。

秋山委員

議員の仕事は大変な仕事ですし、選ばれた人ですので報酬が高いか少ないかということについては、もっと高額な報酬をもらっているところもありますので、本来の方向としては、一人当たりの金額は上げる方向でいい

と思います。しかし、額が上がって人数も増えると総額が増えてしまうので、額を上げて人数を減らすという方向があるべき姿だと思います。そういう意味では、議員の活動に関して、年間の総額がいくらで、それを人口で割ると、市民一人当たりいくら負担しているのかという資料はございますか。

議会事務局長

金額の詳細については後程資料として提出させていただきます。議会の予算規模の比較として、議会費全体の額が市の一般会計でどのくらいを占めるかという比較をしますと、平成8年以降、8億円から9億円の範囲内で、一般会計に占める割合は0.5%以下になっています。平成18年度予算では、合併後の議員65人になった数字ですが、総額11億5,700万円で、一般会計に占める割合は0.48%です。類似都市と比べても議会費が多いということはありません。

秋山委員

今朝テレビで、オリンピックに投入した選手に対するメダルの数を表にしていました。韓国は投入した選手に対してメダルの数が一番多く効率が良く、日本は人数は多いがメダルは1個で効率が悪いとまとめていました。総額を人口で割った時に、浜松市は他都市と比べて最もすばらしいのか、悪いのか、ランキングがわかれば一番わかりやすいのではと思い質問しました。

有高委員

議員定数については秋山委員と同じ考えで、報酬は上げて定数は下げていく考えです。極端な例だと、議員総額は同じで、定数を半分にして報酬を倍にしてもというのが個人の考えです。議員の活動に対して、見合った報酬は出すべきですし、責任を持ってしっかりやっていただきたいと思います。また、視察は政務調査費でというお答えだったのですが、委員会視察の場合も政務調査費なのでしょうか。

議会事務局長

政務調査費を18万円にする前は、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会も議会費から視察旅費を計上していましたが、制度化する時点で特別委員会と議会運営委員会はやめました。常任委員会の視察旅費だけは、金額は徐々に下がっていますが、平成17年度では一人10万円ですが、政務調査費から外して議会費から予算計上しています。

山口委員

欧米の数力国では、市町村レベルの議員報酬はありません。会議への出席に対する費用弁償という仕組みを持っています。ストックホルムの議会は、16時から開かれます。議員は仕事をしているからです。仕事をしているということは専門家なのです。会社に勤めている場合には、その時間を割くわけですから、そちらに対して税金の補てんがなされたりするのでしょうか、もし会社員ならば、議会開始の16時には帰ることができる特権を与えるという仕組みになっていて、決して議員の報酬が高ければ高いほど専門性が増すかと言うとそうではないと思っております。

先週、市の総合計画のワークショップで発表会が開催され、住民270人が参加し、発表されましたが、そのレベルの高さに圧倒されました。市長も来ていましたが、大変なレベルの高さでした。また、市民協働の「たねからみのり」で、NPOと行政の共同研修を4ヶ所でやらせていただいています。半分が行政、議員の方で、半分が市民の方々ですが、そちらも圧倒されるレベルの高さです。そのなかで、議員の役割は何かということも多くの方々が考えられたと思います。

2004年に太田川ダムの取水問題がありました。特に浜松市民への水質の影響が重大な問題としてあり、他のグループが全面意見広告を新聞に掲載されました。それを読んで、これは重大な問題だということで、全市議会議員47名に公開質問状を出しました。回答率は38%、1つの会派と2つの個人会派が対応していただき、相当勉強されていると分かりました。しかし、大体が分からないという回答が返ってきて、本当に驚きました。つまり、専門性が高い問題に、一人の議員が対応できないということなのです。今回の行革審でも四畳半一杯になる程の資料をいただき、私も四苦八苦しているのですが、それ以上の情報量を議員が持ち、専門性を持って特化していかなければいけないという話をその時に伺い、そうかも知れないけれど、私たちの代表なのですから、一定の専門的な知識を全員に持っていただきたいと思いました。

そのことから関連して申し上げますと、政務調査費の交付に関する条例施行規則に用途基準の例示があり、読んで驚いたのですが、ほとんどが旅費として使えるのです。やはり旅費は給与のなかで負担すべきではないかと思えます。旅費が出なくても行かなければならないほどの重要な場所に調査へ行くということであれば、その調査の中身についてお金を出すべきだと思います。また、議員には様々な学会にも入っていただきたいと思えます。今はインターネットでほとんどの情報が得られます。したがって、各

会派は事務員を雇えるので、是非、バイリンガルの方を雇っていただき、その方に給与を払っていただきたい。議員が今から英語、ドイツ語全てを勉強するのは大変ですから、少なくともバイリンガルの方を何人か雇い、インターネット上で検索すれば、現地に行かなくても情報を得ることができます。どうしても行きたい時は、もちろん行くか、向こうから呼ばばいいわけです。交通費や宿泊費に使用するということが国民全体が疑問を持っていますし、ここの例示にも疑問を持ちます。また、京都市が個人に支給しているようですので、おそらく条例の第5条は相当違うと思いますが、中身をご覧になったことはありますか。是非、見せていただきたいと思えます。

ただ、議会の役割は重要だと思っていますし、専門性を持って私たちを代表して仕事をしていただきたいと思えます。しかし、費用弁償と報酬がどちらもあることはおかしい。日当にして、日当を高くして、34回の議会できっちり働いていただくための準備に政務調査費を使っていただくべきだと思えます。ある政党では政務調査費が事務所経費になっていました。合併により地域協議会ができましたが、単なる諮問機関には留まらないと思えます。議員の今後の役割として、浜松市には議会と区レベルの地域協議会、総合事務所レベルの地域協議会が存在し、相互の連携、ネットワーク関係をどうするのかというビジョンを示していただきたいと思えます。来年度の予算を見ても、約1割は借金です。1割減額すれば、市の借金はしなくてもいいわけですから、率先して議員にはこれをやっていただきたいと思えます。これが市民の意見だと思えます。

伊藤委員

議員の定数を議会で議論していると思えますが、平成19年4月の統一地方選挙で、希望は56人の議員定数が少しでも下回っていただきたいと思えます。政務調査費は他都市でも問題になっています。これは使われ方の問題で、必要性は認めていると思えます。条例、規則に規定されている目的が曖昧なので、いろいろな意見が出てくるわけです。これは会派ごとにガイドラインのようなものを作り、公表すべきではないでしょうか。政令指定都市になれば、県の業務がおりてくるなど、市の議会の役割も重くなってきます。議員は公選で市民の代表であり、勉強し、活躍をされて、今の政務調査費では少ないのではないかという意見が出てくるような議論ができることが理想です。

井ノ口委員

議員定数は合併により現在65名ですが、一定の時期が来れば56名になるという話でした。政令指定都市になれば区割りで選挙が行われることも決まっているようです。問題は、北遠のように面積は広いが人口が少ない地域があり、合併をする時にそれぞれの地域から議員が選出されましたが、政令市になれば、水窪など、人口が少ない地域からの議員はいなくなってしまいそうな数字になってしまいます。しかし、全体的に市民感情として、少し定数を下げた方がいいのではないかという声も上がっており、議員もその声を聞いて、この問題を深刻に捉えていると聞いています。定数を下げて、さらに区割りで分けた場合、北遠の議員が少なくなることへの危惧などがあり、今後定数の調整には悩まれると思います。合併の特例で措置していることが、政令指定都市でチャラになるのか、どのように予想されているのでしょうか。

議会議事課長

議会運営委員会で公開の場で協議しています。選挙の方法は区割りで行うことは一致しています。定数を56からいくつにするかというところは協議中です。区ごとの配慮、合併で編入した市町村への配慮については、議論等を聞いていますと、北遠だけに配慮という考え方と、編入したのは北遠だけではございませんので、北遠には限定しないという考え方があり、その点がまだ一致していないなかで、現在も協議している最中でございます。したがって、区ごとの定数も、北遠等を何人にするということも、全体の定数自体が決まらないと決められません。今は区割りで選挙するということが決まっています。

中山委員

地域協議会ができて、地域協議会と議員のあり方、役割分担を公開の場で議論する必要があると思います。地域協議会は、無報酬で地域のことを考えています。浜松では初めてこういうことを始めたのです。これらの問題と議員定数の問題は、是非お願いしておきたいです。

会長

意見も出尽くしたようですが、やはり費用対効果なのです。これは行革審でもまとめにくいのですが、議員定数を減らして給与を高くしたらどうかという意見もありますし、両方増やせ、両方減らせという意見もあるだろうと思います。ただ一つ言えることは、政務調査費が会派に支払われているのが非常に曖昧であり、具体化することが重要であると思います。今

日の審議会で政務調査費の内容を聞かれるのは当然であり、説明は詳しくされていても、金額になると曖昧になるのはいけないと思います。ある程度の資料は示してほしいと思います。

また、費用対効果の関係で言わせていただきますが、他都市はどうかわかりませんが、浜松市はすぐに委員会などの附属機関を作りますが、多すぎると思います。これも日当が1万円ほど支払われています。あまり委員会（附属機関等）を作るよりは、全部市議会で議論することが一番いいだろうと私は思います。

また、これは資料を出していただきたいのですが、過去5年くらいで、市議会で市の提案に対して否決した案件はあるのでしょうか。ザザシティだけは記憶に新しいのですが、全部市の言うとおりに行っているのではないかと。それから、修正案を出したものは具体的にあるのかどうか。また、議員には議員立法もあり、各派によってどれくらいなされているのかどうかということ。国会の話を知っていると、与党の議員立法は多いわけです。費用対効果から考えると、給料はもっと高くてもいいと考えます。政務調査費の用途基準を明確にして、どちらでも解釈できるような表記をすることで曖昧になってしまう。異議の発生しないような制度にしてほしいと思います。

議員の定数は、議会が決めることですが、政令指定都市への移行が行政改革のチャンスであることは事実です。一度決めると、その後はなかなか変えられませんから、2年でこうするなど、先を見据えて、良識を発揮して決めていただきたいと思います。

費用弁償については、日当の問題との絡みもありますので、議会で判断していただき、議員の中で議論し、方向を見出していただき、ご提案をいただければ、市民の反響も分かると思います。政務調査費にしても、今後のあり方についても市議会でご提案いただいて、十分市民の反響が分かるように、期間をおいて進めていくことが必要だろうと思います。いずれにしても、他都市との比較、横並びだけで判断すべきものではないですから、行政改革を始めた以上は、よいものを出す努力を我々もしたいと思っていますので、ご理解いただければと思います。

その他に質問等ございませんか。それでは、議会事務局については終了させていただきます。ありがとうございました。

次に、3月に市に提出する「答申の構成案」について、審議を行います。各委員から意見ををお願いします。

事務局長

まず答申の具体的項目ですが、諮問を受けた市政全般に関することをはじめ、3項目について取りまとめさせていただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

1 市政全般に関すること

(1) 市政運営

トップの改革姿勢

市政運営基準の統一化

監査制度の拡充強化

包括外部監査実施後のフォローアップの充実

(仮称)行財政評価委員会の設置

マネジメントサイクル(PDCA)の有効活用

指定管理者制度の改善

わかりやすい情報公開の実施

議員定数・政務調査費の見直し

市民協働の拡大

外国人との共生

(2) 組織・機構

地域自治センター、市民サービスセンターの整理・統合

組織のスリム化・フラット化

内部管理業務の集約

将来を見据えた区制の見直し

助役、収入役制度の見直し

執行機関、附属機関等の組織の見直し

権限移譲の推進

(3) 総合計画・新市建設計画

新市最適レベルの価値判断による諸計画の見直し

公共施設の建設、更新等の見直し

(4) 行政サービスのあり方

電子自治体への体制整備と電子市役所の実現

市民満足度の向上

本庁・区役所・地域自治センター・市民サービスセンターの役割、責任の明確化

(5) 広報・情報開示・広聴

市の広報活動への広聴機能の充実

「広報はままつ」の配布方法の検討

(6) 健全な財政運営

総合的な財政状況の説明

民間企業の会計方法の導入と会計基準の作成

収納率向上、滞納対策

新規起債の抑制

歳出抑制のための事務事業の整理合理化

繰出し基準の見直し

補助金の見直し

一旦ここで切りますが、さらにこういう点について項目を追加してまとめたらどうかというご意見をいただきたいと思います。勉強会等でご議論いただいたものを項目ごとにまとめたものでございます。

会長

市政全般に関することについて、一旦区切りました。この関係で何か追加なり意見があれば発言をお願いいたします。

私は市政全般についてのところで、中心市街地の活性化が言われているなかで、ザザシティや松菱跡、東地区の問題がいずれも解決していません。議論しているわりにはいずれも上手く進んでいる状況ではなく、放置状態です。これは市政全般のなかで大きな問題です。そんなことも解決できずに、どうやって中心市街地の活性化ができるのかと言えるわけですから、この項目を加えていただきたいと思います。

また、委員会、協議会等を整理・統合する必要があると思います。委員会の委員の人数も多すぎます。また、委員会等への利害関係人の排除をきちんとしないとイケません。市の三役の給与を決める委員会に、市の仕事を多くやっている会社の社長が入っていれば、おかしいことになります。利害関係人の排除について、基準を明確にしないとイケないと思います。様々な委員会をもっと減らし、市議会に任せて、公平な判断をしていただきたいと思います。

次に広報についても明確にしていく必要があると思います。広報の情報開示も、市の一方的な宣伝だけになっています。市民にお伺いするという広報にしなければいけないと思います。例えば、給料と給与は違うということなど、市が行っていることがこうだというのではなく、行っていることに対して市民にどう見ていただけるかという広報をやらなければならないと思います。

先日、包括外部監査を行った公認会計士に意見をお伺いしました。すると、情報の開示がなされていないということと、市の会計が複式簿記になっていないということでした。これが民間と役所の基本的な違いなのです。包括外部監査を行った方からお話を聞いた結果、世界の常識に通用する会計システムを確立することが基本だということが出てきました。市政全般としては、複式簿記による世界に通用する会計システムを確立するということが重要だということです。政務調査費などについても、情報が公開され、隠し事ができなくなってきたことにより、問題が出てきたのだらうと思いますから、市政全般に関する情報の公開を明確にする必要があると思います。

他に委員の皆さんから何かございますか。

山口委員

中心市街地の活性化に含めて、土地利用や環境保全という点を追加していただく必要があると思います。

事務局長

ありがとうございます。項目の追加については検討会で議論させていただきたいと思います。それでは、職員給与及び定員管理等に関するに移ります。

2 職員給与及び定員管理等に関する事

(1) 給与等の見直し

平成17年度包括外部監査の結果への対応

諸手当、特殊勤務手当の見直し

時間外勤務手当、休日勤務手当の抑制

福利厚生に対する公費負担及び給付事業等の見直し

(2) 人事院勧告に準拠した給与改定の実施

(3) 将来的な変化を見据えた適正な定員管理計画の策定

行政評価システムによる業務の棚卸し

簡素な3階層に基づく職員の適正配置

職員の適材適所、柔軟な人員配置

アウトソーシングに伴う職員の再配置

早期退職者への優遇措置

(4) 民間との人事交流の実施

(5) 人事委員会の機能確保と人選の考慮

(6) 人事評価制度の構築・見直し

- (7) 市民サービスの向上を目的とした職員研修の充実
- (8) 諸手当・特殊勤務手当・福利厚生費の見直し一覧
 - 諸手当
 - 特殊勤務手当 市長事務局
 - 特殊勤務手当 上下水道部
 - 福利厚生費
- (9) 執行機関、附属機関等の報酬の見直し

会長

職員給与及び定員管理等に関することについて、何かございますか。

職員の給与については、勉強させていただきましたが、支払わなければならないものと、支払ってもよいという二つがあります。法律で決まっていると一口に言われますが、支払わなければならないものは給料、支払わなくてもいいものは諸手当や退職金などになっています。また、金額は決まっていないので、条例に定めることになっています。これらが国や県、他都市とどうかという問題が出てくると思いますので、それらをもっと突っ込んで審議していく必要があると思います。執行機関、附属機関等の報酬の見直しは、先ほどの委員会の報酬も入ってくると思います。

他に皆様お気づきの点がありますか。それでは次に参りましょう。

事務局長

それでは、次に移ります。

3 企業会計及び特別会計に関すること

(1) 企業会計

国民宿舎事業

病院事業

上下水道事業

(2) 特別会計

育英事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

国民健康保険事業特別会計・介護保険事業特別会計・

老人保健医療事業特別会計

中央卸売市場事業特別会計・と畜場市場事業特別会計

公共用地取得事業特別会計

駐車場事業特別会計

会長

企業会計については、審議会でも議論してきました。特別会計については、育英事業や国民健康保険の問題などを審議しましたが、一部公開で審議していないものもあります。これらは会計として複式簿記で誰もが分かる会計システムにしないと時代に遅れてしまいます。

何か追加がありましたら、発言してください。

次に移りましょう。

事務局長

それでは外郭団体についてです。

4 外郭団体に関すること

(1) 外郭団体の定義

(2) 共通する視点

総合的な視点

財政的視点

人的視点

続いて、個別の団体への答申ですが、これも昨年触れたところと触れていないところがありました。23団体が行革審で審議した外郭団体でございます。選考理由は後程申し上げますが、市との人事的な関わりや出資の割合等を判断して対象としたのが、23団体でございます。

個別の団体への答申

1. 「財団法人浜松国際交流協会」

(1) 財政基盤の確立

(2) 国際化の推進

2. 「財団法人浜松市建設公社」

(1) 団体のあり方

(2) 土地事業の清算

3. 「地方公社浜松市土地開発公社」

(1) 新土地処分計画の策定

(2) 実態の公表

(3) 事業の再編

4. 「財団法人浜松市文化振興財団」

(1) 統合による効果の明確化

(2) 市の財政負担の軽減化

(3) 文化振興の推進と稼働率の向上

5. 「財団法人浜松市体育協会」
 - (1) 運営体制の見直し
6. 「社会福祉法人浜松市社会福祉協議会」
 - (1) 新市としての統一化
 - (2) 新経営健全化計画の策定
7. 「社団法人浜松市シルバー人材センター」
 - (1) 財政基盤の確立
8. 「社会福祉法人浜松市社会福祉事業団」
 - (1) 経営の健全化
 - (2) 情報公開の実施
9. 「財団法人浜松市医療公社」
 - (1) 自治体病院としての使命
 - (2) 経営改革の推進
 - (3) 給与体系の見直し
10. 「財団法人浜松市清掃公社」
 - (1) 経営計画の策定
 - (2) 職員給与等の見直し
11. 「財団法人浜松地域テクノポリス推進機構」
 - (1) 組織の再編
12. 「浜松都市開発株式会社」
 - (1) フォルテの意義
 - (2) 会社の運営体制の見直し
13. 「財団法人静岡県西部地域地場産業振興センター」
 - (1) あり方の検討
14. 「財団法人浜松観光コンベンションビューロー」
 - (1) コンベンション誘致のための推進体制の構築
 - (2) 会員増強の実施による運営基盤の確立
15. 「財団法人浜松市勤労福祉協会」
 - (1) 財政基盤の健全化
16. 「財団法人浜松市フラワー・フルーツパーク公社」
 - (1) 資産の所有の明確化
 - (2) フルーツパークのあり方
 - (3) フラワーパーク経営健全化の検討
17. 「財団法人浜松まちづくり公社」
 - (1) 将来的な組織体制の見直し

18. 「財団法人浜松市公園緑地協会」
（１）あり方の検討
19. 「社団法人引佐町自然休養村公社」
（１）組織の解散
20. 「財団法人浜松市浜北振興公社」
（１）組織の見直し
21. 「株式会社なゆた浜北」
（１）あり方の検討
22. 「株式会社杉の里」
（１）経営の合理化
23. 「株式会社フォレストみさくぼ」
（１）組織の解散

以上、２３団体については全て触れていきたいと思います。

会長

外郭団体２３団体ありますが、主に株式会社、財団法人、社団法人の３つに分かれています。かなり重複しているものもあります。例えば、まちづくり公社と中心市街地活性化の関連付けをどうしていくのかという問題や、建設公社と土地開発公社は現状のままでよいのかという問題など、全般について意見を述べようと思います。このほかにも、補助金、繰入金など、いろいろな言葉が会計上使われていますが、これらを一本化する必要があると思います。「公共空間」という言葉も出てきましたが、哲学的な話ではなく、具体的に、タダで差し上げるものは補助金とさえいいのですが、繰入金や助成金など表現が異なり迷ってしまうので、これらを一本化することが必要です。また、対象をどうするかということも追加していきたいと思います。

山口委員

個別の団体については、会長がおっしゃったようにある程度類別していくと、相互の関係がわかると思いますので、その方がいいのではないかと思います。

また、大きな項目として入れていただきたいのですが、昭和２０年代、３０年代に時代のニーズに応じて作られた団体が、この他にもたくさんあると思います。一旦組織を作ると、いかにやめることが難しいか。それらの団体を時代と共に見直していくために、それをやめていく合理的な理由、

廃止基準により、その対象が列挙されることは重要ではないかと思えます。

会長

そうですね。昭和20年代に必要なものが、80年代に必要なかどうか。民間企業ではスクラップ&ビルドで簡単に整理し、一部吸収したりしています。しかし、行政では一度出来たものはなくせられないので、そこにメスを入れる必要があるということです。市民の皆様も応援していただきたいですし、市自体もそのような提案をしてほしいと思います。こちらがお願いした資料は出てきますが、こういう資料も見てくださいというものが出てきていません。こういう点は行革審もよく見てほしい、ここは間違えないでほしい、まだこういう点があります、ということがあれば、市からも出していただきたいと思えます。是非、ご協力いただければと思えます。

それでは答申の構成については終わります。

会長

本日は、辻委員が欠席ですが、事前に諸手当等について意見を提出されています。この意見については事務局から報告していただき、審議の参考にしていくことで進めたいと思えます。本日は委員の皆様それぞれからご意見をいただきたいと思えますが、結論は3月12日(日)の審議会で最終決定しますので、それを前提に議事を進めて参りたいと思えます。

事務局長

それでは、辻委員からの考え方についてご報告いたします。先ほどの、2.(8)諸手当、特殊勤務手当、福利厚生費についてが、今からの内容でございます。これは答申に盛り込む話ですので、よろしく願いいたします。辻委員の意見を、私から読み上げさせていただきます。

諸手当についての考え方(辻委員)

現行の地方公務員制度における給与等の決定は、全国ベースで官と民の均衡を図った上で、それに各地域事情を考慮する法制度となっている。それは、各都市単位の計算では、所在する民間企業のバラツキが大きく、個別事情に制約されて、均衡すべき給付水準を安定的に算出できないという状況があるからである。従って、今回の改革においても国公準拠をベースに、地域事情を個別に反映させるという考えを採用せざるをえず、また、審議会も、人事院勧告に準拠した改革を求めるなど、これまでそうした改革を求めてきている。各職員手当についても、同様であるとすれば、

1. 時間外・休日勤務手当

現行の地方公務員制度の枠のなかで、適法と認められる範囲で努力すべきである。

2. 扶養手当

国公（国家公務員）で設置されている16歳～22歳に対する加算措置を、浜松市のみ廃止する理由はない。ただし、措置額には6,000円であるとすれば、国と同額の5,000円とすることを検討すべきである。

3. 住居手当

国に準拠することを前提に、その水準については、類似都市との均衡も考えながら、見直しすること。

4. 通勤手当

国に準拠することを前提に、地域の交通事情を考慮して見直すべきである。

5. 管理職手当

定率制から定額制への変更を検討することに賛成である。

6. 管理職員特別勤務手当

大規模災害等に備えて整備しておくべき国に準拠した制度であり、浜松市がおかないでよい特段の事情はない。おそらく支給実績も少ない。

会長

辻委員の意見が報告されました。時間外手当や休日勤務手当は同意見ということでいいですね。地域手当についてはどのように対応していきますか。

総務部長

調整手当は本年3月で廃止していく考えであります。地域手当は国に準拠して、平成18年4月から3%を予定していきたいと思っております。

会長

名称を変えるだけですか。

総務部長

性質が違うものでございます。地域手当について説明しますと、人事院勧告において、全国の地域のなかで最も給料の低いところを基準にして、俸給表を制定してございます。そうすると、地域によって較差がありますので、それぞれの地域ごとに地域手当ということで、加算措置を講じてお

ります。浜松市の場合はそれが3%となりますので、俸給表を見直した上で、3%の地域手当を措置いたします。

会長

今でも調整手当は3%ではないですか。

総務部長

ご指摘のとおりでございます。現在、調整手当は3%でございます。

会長

調整手当で3%だったのが、地域手当という名前で3%になったということで、同じことではないのですか。

総務部長

給与構造改革になっていきますので、俸給表そのものが平均4.8%切り下げをされております。切り下げをした上でそれぞれの地域に対して必要な加算をするというもので、浜松市ではそれが3%というものです。

会長

4.8%切り下げというのは、調整手当と地域手当とは何ら関係のないことではないのですか。

総務部長

同じ3%でございますが、現在の調整手当は4.8%切り下げる前が基礎額になります。地域手当は切り下げ後が基礎額になります。

会長

計算が違うということだけで一緒ですね。実質は同じですね。

総務部長

繰り返してしまいますが、基礎額が変わってくるということでございます。

会長

次にまいりましょう。扶養手当については、扶養家族2人までは手当を払うが、16歳~22歳までは加算するということですね。現在はいくらですか。

総務部長

扶養手当そのものは、現在は6,000円です。それに16歳~22歳までには加算額が5,000円でございます。

会長

皆様のご意見はどうでしょうか。6,000円のままで加算の必要はないということによろしいですか。

住居手当は、自分の家から職場に通うのに手当が付くのはおかしいと思います。国に準拠する必要はないと思います。国家公務員は転勤がありますが、市はよほどのことがない限り、単身赴任などはないのですから、全廃でどうでしょうか。東京などへ転勤した場合のみでよいのではないのでしょうか。

中山委員

国の基準がなぜここで出ているのか、調べる必要があると思います。

山口委員

財政に余裕があればいいですが、日本がコケるかどうかの瀬戸際ですから、住居手当はなしでいいのではないかと思います。

会長

通勤や住居の手当は、戦後生活給的な考え方で行われてきましたが、今は業績給、能力給など、能力に応じた給与に変わりつつあります。これは時代のすう勢でどうにもならないことではないでしょうか。生活給的な手当は極力廃止の方向に持っていき、よく働きよく能率を上げる人は給与を上げていく実力主義に変わっていくということをやっていかなければならないと思います。

中山委員

国の基準でも持ち家の場合は、新築から5年間だけ2,500円を支給しているそうですが、これは正しいですか。

総務部長

そのとおりです。

中山委員

そうすると、6年目からは国の場合でもなくなります。しかし、浜松市では6年後以降も6,200円支払っているというのが現状ですか。

総務部長

そのとおりです。

会長

国家公務員とは違うわけですから、国に準拠する必要はないと思います。

国に準拠するという事は、国の水準まで下げるのはいいけれど、それ以上下げる事は反対だということですか。

総務部長

住居手当については、国においては転勤が多く、その反面、職員住居が整備されているという状況があり、地方とは条件が異なっているのではないかと思います。借家等に対しては国に準拠していきたいと考えていますが、持ち家については他都市との比較から概ね妥当で、平均的であると考えており、当面は県並みの水準に見直しをしてまいりたいということで、職員団体と協議しているところでございます。

伊藤委員

借家から早く持ち家に切り替わってほしいというインセンティブとしての制度だと思います。浜松のように永久的にということでは考えられません。地元から通うことを大前提で採用されているわけですから、基本的には廃止の方向でいいと思います。私どもの会社も基本的には持ち家の補助はしていません。

会長

浜松市内の持ち家、借家に対する手当は廃止の方向で、県外へ出る時の制度は残すということでもいいのではないのでしょうか。暫定期間を設けて廃止するという事によろしいですか。

全委員

賛成。

会長

管理職手当については、定率制から定額制にすべきだと思います。現在、定率制のところと、一部定額制のところもありますか。

総務部長

外郭団体の一部にはあると思います。

会長

市は定率制ですか。

総務部長

市の職員は定率制で、外郭団体の一部に定額制のところがあります。

会長

これは定額制にすべきです。これは社委員も賛成していますので全員一

致でいいですね。管理職特別勤務手当は、ほとんど支給がないわけですね。では、これはいいですね。次へ参りましょう。

事務局長

特殊勤務手当各論に対する意見（辻委員）

基本的な考え方については、前回提出した各種手当・特殊勤務手当に対する意見と同様である。繰り返せば、現行の地方公務員制度における給与等の決定は、全国ベースで官と民の均衡を図った上で、それに各地域事情を考慮する法制度となっている。それは、各都市単位の計算では、所在する民間企業のバラツキが大きく、個別事情に制約されて、均衡すべき給付水準を安定的に算出できないという状況があるからである。従って、今回の改革においても国公準拠をベースに、地域事情を個別に反映させるという考えを採用せざるをえないものである。これを各特殊勤務手当に適用させて考えると、以下のとおりとなる。

市長事務部局

1．調査収納手当

市税の調査収納手当は、国との比較からすれば、税務職俸給表を適用し、給料で措置すべきものである。しかし、自治体においては専門職給料表を措置する環境がなく、調査収納手当によって調整しているというのが現状である。確かに本来業務ではあるが、上記特殊事情と他の自治体の支給状況から判断して、総じて手当を措置することは妥当である。ただし、手当の支給要件や額については、精査することが必要と考える。

2．社会福祉業務手当

(1) 行旅病人、行旅死亡人の取扱業務に従事したときの夜間の加算措置を廃止することには基本的に賛成である。ただし、時間外手当の対象とならない管理職が従事する場合の措置は必要である。

(2) 福祉事務所の保健相談業務については、国の医療職給料表(三)を適用すべきである。

(3) 福祉事務所の社会福祉の相談、指導、保護等の業務については原則廃止が適当である。ただし、生活保護に関する業務は特殊性が高く、また、今日、その緊急性・重要性が一段と高まっていることを考慮すれば、措置することが望ましい。なお、福祉職給料表の適用についても合わせて検討すべきである。

3．医療保健業務手当

- (1) 保健所の保健師等については福祉事務所と同様の措置（医療職給料表（三）適用）とすべきである。ただし、精神保健相談については特殊性もあり、手当を措置することが適当である。
 - (2) 犬の捕獲・引取作業に従事したときの手当は外部委託と合わせ、廃止する方向で検討すべきである。
- 4 . 有害物取扱手当
- 存続すべきである。ただし、手当の支給要件や額は国に準拠したものに直すべきである。
- 5 . 防疫作業手当
- (1) 感染症患者の移送・防疫作業、開放性結核患者の予防救済の業務については、危険性の高い業務であり、措置は必要である。ただし、手当の支給要件や額については精査すべきである。
 - (2) 狂犬病予防注射、家畜伝染病の防疫作業についても支給要件について精査すべきである。
- 6 . 看護実習手当
- 特殊性に乏しく廃止すべきである。
- 7 . 夜間等特殊業務手当
- 国に準拠しない手当は廃止すべきである。
- 8 . 環境衛生手当
- これらは総じて、国にはない、市町村固有事務である。業務の特殊性や継続性等を考慮して精査すべきである。特に、アウトソーシングの推進と合わせ、手当の統廃合や支給要件の見直しをすべきである。
- (1) 継続すべき手当
- 清掃事業所の機械・設備の操作、工場内の作業、資源物の処理施設・保管施設での作業、廃棄物の収集運搬等の清掃作業については、手当の趣旨から、当面、措置すべきである。ただし、手当の支給要件や額についてはアウトソーシングの推進とあわせ、精査すべきである。
- (2) 廃止すべき手当
- 死犬猫の処理や衛生工場内の現場作業については、支給状況等から全面的な委託を進め、手当を廃止すべきである。
- (3) その他
- 産業廃棄物処理の指導業務、公害の調査・検査、し尿浄化槽の立入検査業務については、手当の趣旨から措置すべきである。

9. 特殊作業手当

火葬作業、食肉地方卸売市場、動物飼育等の業務は、不快性などの特殊性から措置すべきである。ただし、アウトソーシングを推進することが必要である。

10. 交渉手当

国に準拠した手当であり、地権者との交渉など困難性の高い用地交渉業務については継続すべきである。

11. 特殊現場作業手当

土木工事現場、高所、深所、道路上作業など、国に準拠した手当は基本的に継続すべきである。ただし、アウトソーシングの推進は必要である。

12. 消防勤務手当

災害時における消防車・救急車の緊急運転、危険を伴う現場作業については何らかの措置が必要である。ただし、手当の支給要件や額については精査すべきである。

また、消防自動車、ポンプ車の整備点検、現場での作業を伴わない出勤、特別救助隊の機関員業務については廃止すべきである。

上下水道部

1. 不快手当

汚物処理という不快性があり、措置すべきである。ただし、内容を精査し、支給要件の見直しとあわせて、アウトソーシングを進めるべきである。

2. 調査収納手当

調査収納手当は、市長事務部局と同様の方向で検討すべきである。

3. 停水処分手当、検針手当

アウトソーシングとあわせ、廃止すべきである。

4. 有害物取扱手当、交渉手当、特殊現場作業手当

市長事務部局と同様の方向で整理すべきである。

5. 緊急出勤手当

対象業務の特殊性について精査すべきである。

会長

特殊勤務手当については、辻委員の意見も尊重していきますが、本来の業務に手当を支給することはいかがなものでしょうか。これまでの各委員の意見をまとめた案と、辻委員の意見とは多少の食い違いはありますが、

本来の業務であるとみなされるものは廃止をしていくということでまとめていきたいと思います。

例えば、調査収納手当で、市税の調査、検査、滞納整理に従事することは本来の業務だと思います。これは明らかにおかしいと思います。これに類するようなものは廃止していくべきだと考えます。辻委員の意見とは食い違う部分もあると思いますが、譲るところがあるでしょうか。いずれも法的な問題があり、法律に決まりがあるものは尊重します。しかし、支給しなければならないものと、支給できるというものの2種類があります。給料や旅費は支給しなければならないが、諸手当や特殊勤務手当、退職金は支給することができるということであり、支給しなければならないということではないのです。そのなかで、本来の業務に関するものは支給しなくてもいいのではないかという考え方、そういう立場で全体を論じていけばよいのではないのでしょうか。いずれにしても、生活給的な給与から能力給的な給与に変わりつつある時代の変化のなかで、一般の目から見ておかしいものは直していく、こういうことが必要だと思います。また、金額も国や県とは違うわけですから、同等又は少なくしていくべきだと思います。これらを精査してまいりたいと思います。概ね、辻委員の意見も理解できましたが、各委員の意見を取りまとめた案でよろしいと思いますが、いかがでしょうか。特に直す必要はありますか。

山口委員

会長のおっしゃるとおりであり、この案件に限りませんが、類似都市に倣うということはどうでしょうか。賃金の問題だけに限らず、日本は地域の独自性を出すことがとても難しいということを感じました。今後世界と競争するのは自治体ですから、どこに投資し、どこを削減するかを議論する時、類似都市に倣うという考えをどこかで捨てなければいけないと思います。それを強く感じました。国際都市として浜松市が類似都市に倣うのではなく、それをどう乗り越え、何を考えていくべきかということ、市民や議員の皆さんも考えていただきたいと思います。

会長

まさにそのとおりですね。

伊藤委員

国への準拠と言われますが、横並びにしておいて特殊性を出すと、その分がプラスになってしまいます。特殊性を出した分、どこかを削らないとトータルで同じにはなりません。国の考えも横並びではなく、その地域、

ローカルに合った民間企業を見ながら変えていく方針でいいと思います。国の財政の方が大変な状況にありますから、浜松市より国の方が早く変わるとお思いますので、国への準拠という発想だけではなく、浜松市が自ら常識で判断して変えていけば、他都市が後で追いついてくるようになると思います。全て国に準拠して、後から直すとなればその分遅れが生じ、その差も大きくなります。しかし、基準にすべきところもなくはないと思います。必要な部分は国に準拠し、独自性の部分は浜松市が先行していくべきであると思います。

秋山委員

霞ヶ関では新しい建物を建てないのです。必要であれば、古くて安い賃料のところを借りて事務所を構えています。今時、区役所を建てる発想は国にはないのです。

手当については、国で昭和20年～30年に法律が作られ、未だに存在していますが、法律も時代の変化とともに変えていかなければいけないと思います。全ての法律が25年の期限付きであってもいいと思います。手当を見ていると、細かいものが溜められて、スクラップをしないでビルドをした結果、こうなっていると思います。

辻先生のご意見は真っ当なものが多いですが、そのなかで、「手当の趣旨から」という言葉がありますが、細分化された手当の趣旨を考えると変えられないので、もっと全体的なところで趣旨を明確にすべきだと思います。本来の業務で手当が出ているものは廃止すべきだと思います。特殊な能力に支給する手当は、能力給として反映させるべきであり、それができないのであれば手当という形で評価すべきであると思います。また、3K（危険、汚い、きつい）は、全体をまとめて手当があってもよいですが、それを細かく分けるのではなく、大・中・小くらいに分けて、計算しやすい仕組みで、月給に含まれるようなものでよいと思います。

全体としては、手当の趣旨に合わないもの、例えば扶養手当も16歳から22歳の子への加算も大学に上げるのが大変だから、手当しようという発想ですから、時代に合わないものは速やかに廃止する方向で結論が出るとよいと思います。

有高委員

基本的には同じ考え方です。支給要件をもう少し見直すべきだと思います。また、なぜ、上下水道部にも同じ特殊勤務手当が別にあるのか。手当の区分けが分かりにくく、特殊勤務手当に関する条例を見直すべきだろう

と思いましたが。特殊勤務手当と言うからには、それが本当に特殊勤務かどうかを精査すべきであると思います。

扶養手当については、16歳から22歳の子への加算は、高校、大学を考えた手当であろうと思いますが、逆に次世代育成支援の観点から、もっと国においても、小さな子供への手当を厚くすべきだと思います。

会長

皆さんの意見をまとめると、他都市や国に準拠するのではなく、本来の業務でなすべき業務に対する手当は廃止すべきということです。これらを基本として、意見をまとめていきたいと思います。辻委員の意見もありますが、どうしてもまとまらなければ、8人で6対2になろうが、少数意見も出していけばよいと思います。少数意見や発言を封じたと言われてはいけません。いずれにしても、浜松の目線で考えていくことが極めて重要であり、国家の立場で見えていくことではないことを、よく認識しなければならないと思います。それでは、次をお願いします。

事務局長

それでは、辻委員の福利厚生事業についての考え方です。

福利厚生事業

最大限度、市の負担率を50%以下とすること、また、就学祝金・卒業祝金・会員表彰・銀婚記念は全額会員負担とすべきである。が、全額会員負担を前提とすれば、最終的な制度の存廃については、あくまでも当該団体の判断によるべきである。

このように述べています。以上です。

会長

福利厚生費については、辻委員も市の負担割合を50%以下にすることは同じ考えなのですが、ただ、ここで問題になるのは、全額会員の負担なら、継続について当該団体が判断すればよいと言っていますが、私は反対です。なぜならば、事務費や人件費は誰が負担するのか、市が負担しているのです。事業があればその事務が発生する。事務も煩雑になる。それを含めて考えた場合、入学祝金や卒業祝金などは廃止すべきであると考えます。50対50で行うべき事業は別として、会員負担で行う事業で、廃止すべきと判断した事業は全部廃止でいいのではないのでしょうか。

秋山委員

当該団体が判断すべきであるとした時点から、事務作業が発生するわけ

です。誰かの子が小学校に入学するからそれを調べるということは、会社では行ってはいません。個人的に行うことは構わないのですが、組織全体で制度として行うことのおかしさに気付かないといけないと思います。

会長

委員の皆さんの考えも賛成しているようであり、そのようにまとめたいと思います。ただ、通勤手当は心配しています。今回の大きな合併によって、異動の範囲も大きいため、事務は大変だと思います。半径や直径で一律に整理しないと事務が大変ですから、事務量が多くなることから、これは検討が必要であると思います。他はよろしいでしょうか。

それでは、これで審議を終わります。最初に申し上げたとおり、次回3月12日(日)の審議会で答申について、最終的な確認をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。傍聴の皆様方も、3月12日(日)には最終答申を出しますので、ご意見がありましたら、どんどんお寄せください。答申を出した後に文句を言われても困りますから、答申を出す前にご意見をいただければと思います。また、市の皆様方もご提案があれば、出していただきたいと思います。

以上をもちまして、第12回浜松市行財政改革推進審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

3 閉 会

事務局

ありがとうございました。次回の第13回審議会は、3月12日(日)、場所は、浜松商工会議所会館1階マイカホールにて、午前9時00分から開催いたします。次回の開催場所は、浜松商工会議所になりますので、ご注意いただきたいと思います。テーマは、「答申について」でございます。よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

会議録署名人